平成２５年（フ）第２１３６号
札幌市北区麻生町２丁目５番16号　札幌館アネックス105号
債務者　近藤　佳樹
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１７号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目６番10―501号
債務者　藤井　沙織
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４２号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目４番18―106号
債務者　渡辺美和子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７６号
札幌市白石区栄通17丁目８番12号　メイユール山崎105号
債務者　若生　博行
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７７号
札幌市白石区栄通17丁目８番12号　メイユール山崎105号
債務者　若生美智子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目12番８―403号
債務者　鈴木　修次（旧姓和根崎）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５４号
札幌市南区澄川５条12丁目６番17号　メゾン澄川Ａ105号
債務者　松崎　秀満
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８０号
札幌市東区東苗穂４条３丁目２番17号　福山通運社宅302号
債務者　佐々木正樹
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７００号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番27号　亘ビル302号
債務者　板垣　公久
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０１号
札幌市白石区北郷７条３丁目６番１―108号
債務者　萬代　守正
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１０号
札幌市白石区栄通６丁目19番29―102号
債務者　船橋　豊彦
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１１号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目13番８号　マリオンコート厚別中央102号
債務者　東井　嘉範
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１４号
北海道北広島市泉町３丁目４番地１
債務者　水澤　睦子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３０号
札幌市白石区中央３条６丁目４番30号　白石中央クラブハウス102号
債務者　湯山　直紀
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５２号
札幌市東区北31条東４丁目２番23号　オプス北31東４Ｂ棟102号
債務者　加藤まなみ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６６号
札幌市豊平区西岡５条２丁目８番19―102号
債務者　田中　範和
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６９号
札幌市白石区本通４丁目南８番３号　ロイヤルハイム101号
債務者　菅原　大海
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部